

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和5年度設計業務委託等技術者単価」の適用について

当局においては令和5年3月1日以降に契約を締結する工事及び業務は「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）及び「令和5年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を適用することとしております。

ただし、入札手続上、新労務単価及び新技術者単価の適用が間に合わなかった工事及び業務は、建設工事請負契約書第67条、設計等技術業務委託契約書第64条又は事業監理業務委託契約書第53条に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

なお、令和5年2月28日以前に契約した工事については、建設工事請負契約書第27条第6項の運用に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。